

2020年8月27日
東北電力株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社

新型コロナウイルス感染症対策に係る 特定重大事故等対処施設の面談方法に関する要望について

原子力規制委員会は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について（令和2年6月24日）」により、審査会合、事業者ヒアリングを含む被規制者等との面談等について、テレビ会議での開催を基本としつつ、必要性に応じて、感染症対策を講じた上で対面による会合を再開するとしている。

しかしながら、特定重大事故等対処施設の審査については、セキュリティ確保の観点から、書面または対面のみ限定されている。現状、書面による審査はコメント回答等のやりとりに時間を要している。対面による審査の方が効率的である一方、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえると、自治体からの要請等もあり、事業者が首都圏へ移動し、対面による審査を継続的に実施することが難しい事業者もいる。そのため、新型コロナウイルス感染症対策に係る特定重大事故等対処施設の面談方法について、以下のとおり要望する。

【要望事項】

- 従来通り説明資料を事前にお渡しし、資料が電子データとして回線に乗ることがないような対策を行った上で、現有しているシステムの中で秘匿性の高いテレビ会議等により面談を実施いただきたい。また、具体的な実施方法については、以下の方法等が考えられ、今後調整させて頂きたい。
 - ① 統合原子力防災ネットワークの活用
 - ② NTT 電話回線の使用（音声のみの電話会議）
 - ③ セキュリティを考慮したインターネット回線の使用（事業者の通信設備による原子力規制庁内から接続）

なお、上記の方法ではなく原子力規制庁と事業者双方に新規ネットワークの設置を検討する場合は、設置に要する期間及び費用含め調整させて頂きたい。

- 上記のテレビ会議等による面談が難しい場合、対面による面談を最小限の人数にて実施することとし、質疑応答は必要に応じ事業者が本店等に電話する対応とさせていただきたい。

以上